

平成16年 2月27日 九運達第18号  
一部改正 平成19年 2月20日 九運達第75号  
一部改正 平成24年 3月15日 九運達第12号  
一部改正 平成27年 9月 3日 九運達第17号  
一部改正 平成28年12月26日 九運達第10号

国土交通省表彰規則実施要領（平成13年6月13日国官人第673号）第12の規定に基づき、九州運輸局交通政策関係表彰規則を次のように定める。

九州運輸局長

### 九州運輸局交通政策関係表彰規則

#### （総 則）

第1条 九州運輸局管内における地域公共交通、環境保全及び交通バリアフリー等の交通施策関係の表彰の実施については、この規則に定めるところによる。

#### （表 彰）

第2条 表彰は、九州運輸局長が表彰状又は感謝状を授与して行う。

#### （定 義）

第3条 この規則において、表彰とは、九州運輸局所管の事業者、事業所若しくはその構成する業界団体又はその他の関係団体（以下「事業者等」という。）並びに一般協力者（個人又は団体）による地域公共交通、環境の保全又は交通のバリアフリー等に関する特に優れた取組を行っている事業等をたたえ、顕彰することをいう。

#### （表彰の事由及び審査基準）

第4条 地域公共交通の表彰は、次の各号に掲げる観点から、地域公共交通に関する優れた取組を行い、他の模範となるにふさわしい事業者等に対して行う。

感謝状は、多年にわたり地域公共交通に優れた取組を行っていると運輸局長が認めた事業者等又は一般協力者に対して贈呈する。

- 一 住民、NPO、企業等の地域の多様な主体が、地域公共交通に関する取組みに参画していること。
- 二 地域の実情に合った創意工夫が凝らされていること。
- 三 事業の今後の自立性・継続性が見込まれていること。

2 環境保全の表彰は、次のいずれかに該当し、かつ特に前年度において環境負荷の少ない事業経営及び環境の保全に優れた取組を行い、他の模範となるにふさわしい事業者等に対して行う。

感謝状は、多年にわたり環境の保全に優れた取組を行っていると運輸局長が認めた事業者等又は一般協力者に対して贈呈する。

なお、表彰の審査に当たっては、環境マネジメント国際規格（ISO14001）の認証の取得状況及びこれに基づく活動状況、又は自動車運送事業者等及び海事事業者等にあっては、環境負荷の少ない事業経営（グリーン経営）を進めるための行動計画の作成状況及びこれに基づく活動状況を斟酌するものとする。

- 一 省資源又は省エネルギーに係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 二 グリーン調達に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 三 廃棄物の削減又は適正処理に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 四 低公害車の導入及び普及促進に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 五 自動車排出ガスの削減に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 六 環境保全に資する物流の効率化に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 七 環境に配慮した船舶、鉄道車両等の開発、導入、運行等を積極的に行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 八 公共交通機関の利用促進に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの
- 九 自動車から公共交通機関への利用転換を図る等によりCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減した等、特に環境保全に効果的な取組を行ったもの

十 その他環境保全に配慮した事業等への取組が著しく良好であると認められるもの

3 交通バリアフリー等の表彰は、次のいずれかに該当し、かつ特に前年度において交通のバリアフリー等の優れた取組を行い、他の模範となるにふさわしい事業者等に対して行う。

感謝状は、多年にわたり交通バリアフリー等に関し優れた取組を行っていると運輸局長が認めた事業者等又は一般協力者に対して贈呈する。

一 旅客施設及び車両等、宿泊施設等の構造及び設備の改善等高齢者、身体障害者等の移動の利便性の向上等に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの

二 従業員に対する介護ヘルパーの資格取得、介護教育等に係る活動を行い、その活動内容が著しく良好と認められるもの

三 その他交通のバリアフリー等への取組が著しく良好であると認められるもの

4 表彰者は他に比べて著しく良好な活動を行った者に限ることとする。

5 過年度に本規則によって表彰された事業者等にあっては、当該表彰年度における表彰事由を上回る活動を行っていると認められる場合に限り、表彰の対象とする。

#### (表彰の推薦)

第5条 表彰の推薦は、原則として支局長、海事事務所長又は関係部長が行うものとし、前条に該当する事業者等及び一般協力者があると認めたときは、表彰実施月の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を添えて運輸局長あて4部（うち3部は写しでも可）提出するものとする。

(1)「地域公共交通関係表彰候補者調書」（地域公共交通に関する表彰候補者に限る。）

（様式1）

(2)「環境保全及びバリアフリー等関係表彰候補者調書」（環境保全及び交通バリアフリー等に関する表彰候補者に限る。）（様式1-2）

(3)「感謝状贈呈候補者調書」（感謝状贈呈候補者に限る。）（様式2）

(4)「推薦書」（様式3）

(5)「事業等概要書」（該当者が個人でない場合に限る。）（様式4）

(6)「履歴書」（候補者が個人の場合に限る。）（様式5）

(7)「自認書」（候補者が個人の場合に限る。）（様式6）

(8)その他参考となる資料

2 候補者が形式的に偏在することを防止するため、各界各層から幅広く表彰するにふさわしい者を選考することとし、同一事業から同時に多数の候補者を推薦することは避けるものとする。

(法令遵守状況の確認)

第6条 前条の規定による推薦を行う場合は、第4条に該当する事業者等及び一般協力者であって、前年度の4月1日から表彰日の間において、次の各号に掲げる基準に該当することを確認することとする。

- 一 事業に関する運輸局長若しくは支局長警告を受けていないこと。
- 二 自動車その他の輸送施設の停止以上の処分を受けていないこと。
- 三 運行管理者資格者証返納命令又は整備管理者の解任命令を受けていないこと。
- 四 自動車分解整備事業の停止命令、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付の停止命令、指定の取消し、自動車検査員の解任命令及び是正命令を受けていないこと。
- 五 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特例措置法（平成4年6月3日法律第70号）による処分を受けていないこと。
- 六 その他地域公共交通、環境保全及び交通バリアフリーに関する取組の趣旨に反すると認められる特段の事由がないこと。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、原則として年1回行うものとする。

ただし、表彰の内容等により、個別に表彰を行う必要がある場合は、この限りではない。

(被表彰者等の公表)

第8条 表彰を受けた者については、九州運輸局のホームページに掲載する等の方法で公表する。

附 則

この規則は、平成16年2月27日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成19年2月20日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成24年3月15日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成27年9月 3日から施行する。

**附 則**

この規則は、平成28年12月26日から施行する。